

令和7年度 第1回 地域と学校パートナーシップ事業 運営協議会 資料

目 次

資料(1)	新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会開催要綱	1
資料(2)	新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱	3
資料(3)	地域と学校パートナーシップ事業の概要	5
資料(4)	今後の事業推進に向けた取組と課題	15
参考資料	令和6年度 意識調査結果	17

資料(1)

新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会開催要綱

(目的)

第1条 本市において、市の設置した小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）が、さらなる学校教育活動の充実を図り、地域全体で学校を支援する体制整備を図るため、次に掲げることについて、関係行政機関、関係団体、学識経験者から意見を聴取し、多方面から意見交換を行うことを目的として、新潟市地域と学校パートナーシップ事業運営協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

- (1) 本市における社会教育法第五条第2項に基づく地域学校協働活動の推進に関する協議・検討に関すること。
- (2) 広報活動、地域教育コーディネーターの養成に関すること。
- (3) 事業実施後の検証・評価に関すること。
- (4) その他地域と学校パートナーシップ事業に関すること。

(委員構成)

第2条 協議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) コミュニティ協議会関係者
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) ボランティア団体関係者
- (6) 行政関係者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、任期中に委員が交代するときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、協議会の進行を行う。

3 副委員長は、委員長が欠席した場合その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要の都度教育長が招集する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、若しくは説明をさせ、又は資料の提出を求めることができる。

3 協議会の会議は公開とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、新潟市教育委員会生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱

<事業の目的>

第1条 新潟市の設置する小学校，中学校，中等教育学校，特別支援学校及び高等学校（以下「学校」という。）が，さらなる学校教育活動の充実を図るとともに，社会教育法第五条第2項に基づく地域学校協働活動に関する事項に基づき，豊かなコミュニティづくりのため，地域に開かれ，地域と共に歩むことができるように，学校と社会教育施設，地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業等を推進し，学・社・民の融合による教育を進めることを目的とし，新潟市地域と学校パートナーシップ事業（以下「事業」という。）を実施する。

<事業の内容>

第2条 前条の目的を達成するため，次の取組を行う。

- (1) 学校と地域団体（地域コミュニティ協議会など），社会教育施設（公民館など）を結ぶネットワークづくり
- (2) 学校の教育活動における地域人材の参画と協働
- (3) 学校における地域の学びの拠点づくり
- (4) その他，事業を推進するために必要と認められる活動

<実施校区の選定>

第3条 新潟市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は，各校区を単位として，事業の実施校区を選定する。

<推進会議の設置>

第4条 事業を推進する組織として，実施校区にパートナーシップ事業推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

<推進会議の役割>

第5条 推進会議は，次の役割を担う。

- (1) 事業の推進方針に関すること。
- (2) 事業の実施と評価に関すること。
- (3) 事業にかかわる情報の発信及び地域住民や教職員等の啓発に関すること。
- (4) その他，事業の推進に関すること。

<推進会議の構成>

第6条 推進会議は，次に掲げる者で構成する。

- (1) 地域団体の代表
- (2) 学校の代表
- (3) 社会教育施設の代表
- (4) その他，座長が必要と認める者

2 推進会議には，座長を置き，構成する者の互選により選出する。

＜推進会議の開催＞

第7条 推進会議は、必要に応じて座長が招集し、開催する。

＜地域教育コーディネーターの配置＞

第8条 教育委員会は、事業の円滑な推進と充実を図るため、第3条で選定した実施校に地域教育コーディネーターを配置する。

- 2 地域教育コーディネーターは、別に定める募集要綱により、公募する。
- 3 地域教育コーディネーターの任用期間は1年として、任用の日からその年度末までとする。
- 4 地域教育コーディネーターは、地方公務員法に規定された「会計年度任用職員」として別に定める規則にしたがって服務する。

＜地域教育コーディネーターの役割＞

第9条 地域教育コーディネーターは、学校と地域活動や社会教育施設との調整役となり、地域の人材を発掘したり、学校を核とした地域ぐるみの教育活動を企画・運営するなどの役割を担い、次の職務を行う。

- (1) 学校や地域団体、社会教育施設との連絡、調整に関すること。
- (2) 学校支援ボランティアの組織、整備に関すること。
- (3) 地域の学びの拠点づくりに関すること。
- (4) その他、事業の推進に関すること。

＜学校における推進担当＞

第10条 事業実施校は、事業の円滑な推進のため、教職員の中から地域連携担当教職員を選任する。

- 2 地域連携担当教職員は、地域教育コーディネーターと連携を図りながら事業を推進する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

地域と学校パートナーシップ事業

新潟市教育委員会 生涯学習推進課

事業概要

1 事業の目的

本事業は、学校がさらなる学校教育活動の充実を図るとともに、豊かなコミュニティづくりのため、地域とともにある学校づくりを推進し、学校と社会教育施設、地域との様々な活動を結ぶネットワークづくりや協働事業を実施し、学・社・民の融合による教育を進めることを目的とする。

2 根拠になるもの

○教育基本法（平成18年12月22日施行）

第13条

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

○学校教育法（平成20年4月1日施行、平成23年6月3日最終改正）

第21条

第1項 学校内外における社会的活動を促進し……

第2項 学校内外における自然体験活動を促進し……

第3項 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き……

第43条

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

（「小学校」の部分を「中学校」に読み替える）

○社会教育法（最終改正平成29年、新第5条第2項等より）

第5条

教育委員会は、地域住民その他の関係者が学校と協働して行う地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

○学習指導要領総則

小学校～第1章 第4-2-(12)、中学校～第1章 第4-2-(14)

学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。

○新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス（令和7年3月策定）

【新潟市の教育が目指す人間像】 **しなやかに 世界と未来を創る人**

【基本施策9】 地域、学校、民間企業、家庭の連携協働の推進

○新潟市地域と学校パートナーシップ事業実施要綱（平成19年4月1日施行）

3 実績の推移

(1) 実施校数

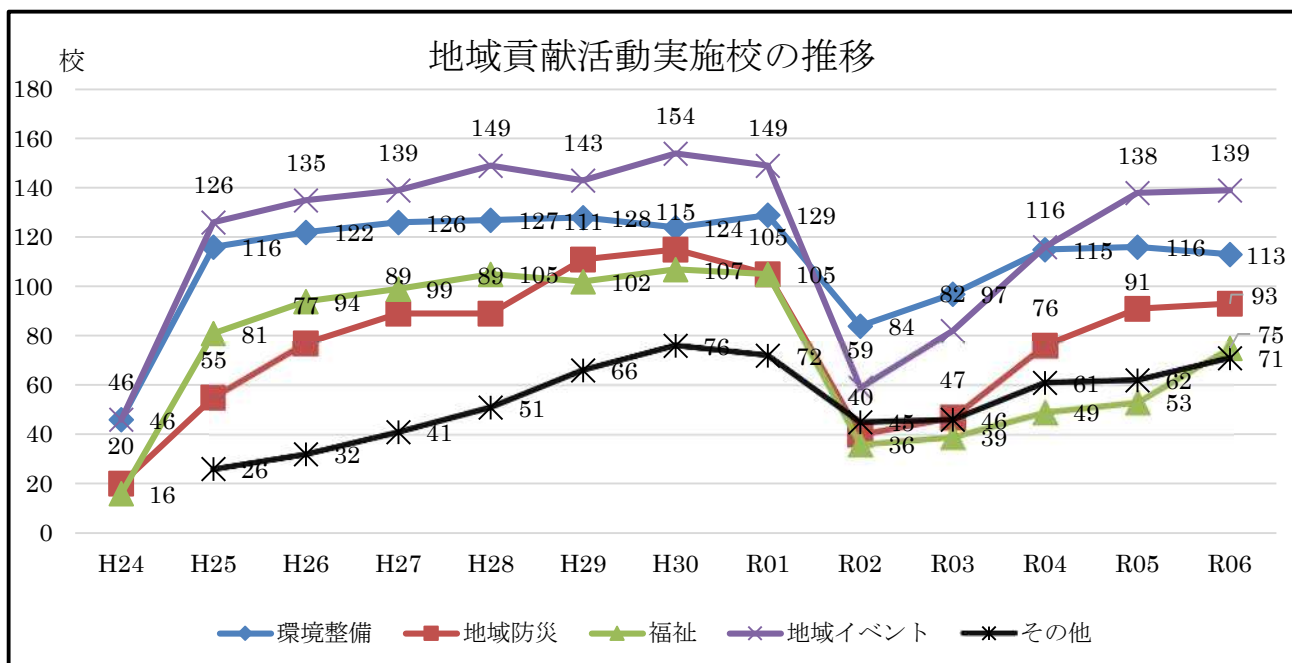
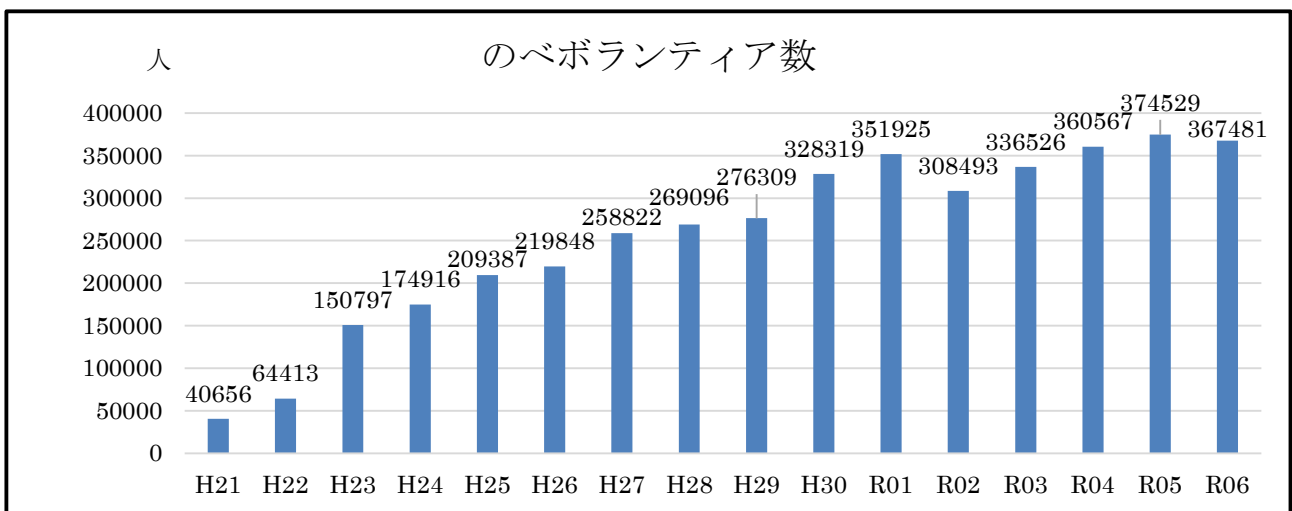
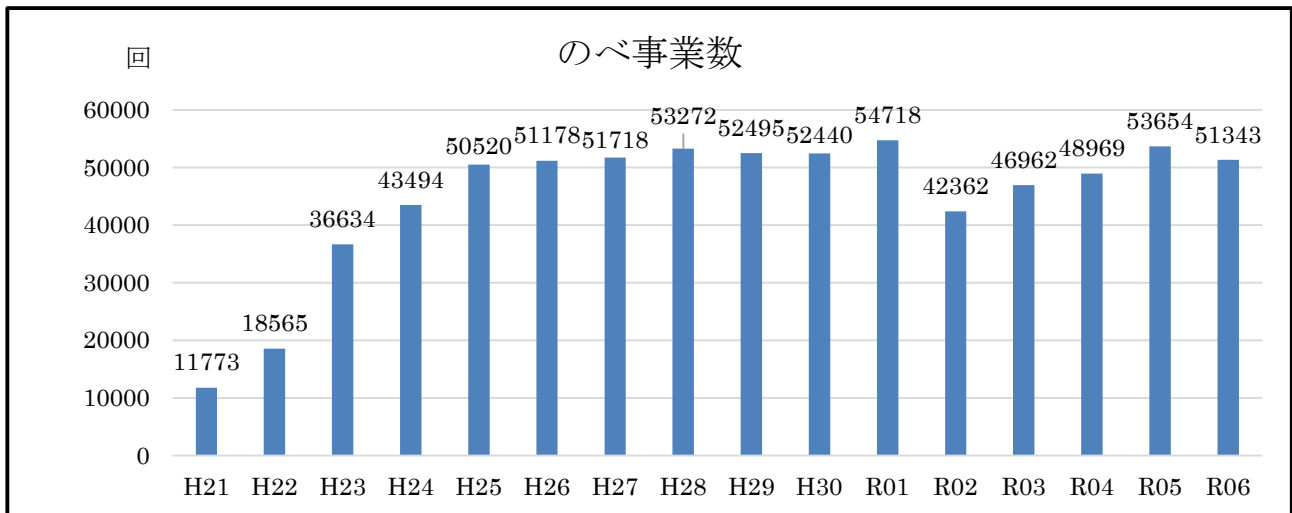
年度	市単独事業	文部科学省「地域と学校の連携・協働体制構築事業」(令和元年度より)		実施校合計
		委託事業 (国10/10) 20~22年度	補助事業 (国1/3・市2/3) 21年度~	
19年度	8校	—		8校
20年度	22年度で委託事業が終了し、対象校40校はH23年度から補助事業に移行 ※1 学校の統廃合による減	40校(小学校32、中学校8)	—	40校
21年度		40校(小学校32、中学校8)	24校(小学校15、中学校9)	64校
22年度		40校(小学校32、中学校8)	65校(小学校42、中学校23)	105校
23年度		139校(小学校96、中学校43)	139校	
24年度		158校(小学校103、中学校54、中等教育学校1)	158校	
25年度		173校(小学校113、中学校57、中等教育学校1、特別支援学校2)	173校 (全校実施)	
ㄱ		ㄱ	ㄱ	
30年度		165校(小学校106、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2)※1	165校 (全校実施)	
R1年度		166校(小学校106、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2、高等学校1)	166校 (全校実施)	
R2年度		167校(小学校106、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2、高等学校2)	167校 (全校実施)	
ㄱ		ㄱ	ㄱ	
R5年度		167校(小学校106、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2、高等学校2)	167校 (全校実施)	
R6年度		※2 学校の統廃合による減	166校(小学校105、中学校56、中等教育学校1、特別支援学校2、高等学校2)※2	166校 (全校実施)

(2) 地域教育コーディネーターの人数

年度	小学校	中学校	中等教育学校	特別支援学校	高等学校	計(人)	備考
19	9	—	—	—	—	9	
20	38	14	—	—	—	52	
21	69	34	—	—	—	103	
22	104	50	—	—	—	154	
23	143	75	—	—	—	218	
24	158	89	1	—	—	248	
25	170	95	1	3	—	269	
26	180	89	1	4	—	274	
27	173	97	1	2	—	273	
28	192	100	1	2	—	295	
29	196	99	1	2	—	298	
30	192	96	1	2	—	291	
R元	196	100	2	2	1	301	
R2	193	93	3	2	1	292	

年度	小学校	中学校	中等教育学校	特別支援学校	高等学校	計(人)	備考
R 3	1 9 5	9 5	2	4	2	2 9 8	
R 4	1 9 1	9 6	1	3	2	2 9 3	
R 5	2 1 3	1 0 7	2	4	2	3 2 8	
R 6	2 1 3	1 1 1	1	5	4	3 3 4	

(3) 事業数、のべボランティア数、地域貢献活動数



4 事業内容

各校では、地域教育コーディネーター（以下、コーディネーター）が核となり、次の4点を柱に「学・社・民の融合による教育」を推進している。

（1） 学校と社会教育施設、地域を結ぶネットワークづくり

学校、社会教育施設、地域の三者が、こどもの健全育成のためにどのような「思い」や「めあて」をもって、どのように活動しようとしているのかを共有する。さらに、学校（地域教育コーディネーター）が情報交流拠点となって、それぞれがより効果的な活動となるよう意思疎通を行い、相互にできる範囲で協働していけるように調整を図る。

【例】・「地域カレンダーづくり」

- ・学校における「地域の茶の間づくり」

（2） 学校の教育活動・課外活動における地域人材の参画と協働

学校の教育活動や課外活動の充実を図るために、地域教育コーディネーターが学校の要望に応じて、学校支援ボランティアとして地域人材を活用する。

なお、学校支援ボランティアの高齢化や減少が課題として挙げられている。そこで、地域人材による持続的な学校支援となるよう、手立てを講じていく必要がある。一例として、多様な世代により構成された学校支援ボランティアの組織化などが考えられる。

【例】・九九の聞き取り、水泳授業の見守りなどの学習支援

- ・登山ボランティア、遠足ボランティアなどの課外活動
- ・昔遊びボランティア、絵本の読み聞かせなどの活動
- ・職業講話、面接指導などの教育活動支援
- ・花壇や校庭の整備などの環境整備活動
- ・地域防災訓練への参加や地域のイベントへの参画

（3） 学校における地域の学びの拠点づくり

学校の教育資源（ひと・こと・もの）を活用し、地域住民の生涯学習の場を提供する。

具体的には、学校の教育活動に関連して（学校行事、PTA活動等）地域住民に学びの場を提供する、学校教育に支障がない範囲内で、学校の施設・設備を地域住民の学び（文化活動、学習活動、地域づくり及び交流）のために提供することなどが考えられる。

【例】・「読み聞かせ講習会」

- ・「大人の筆ペン講座」
- ・「“子どもたちが先生”のコンピュータ教室」

（4） 学校の教育活動の様子を地域へ発信

地域教育コーディネーターが中心となって、様々なメディアを活用して、保護者や地域、社会教育施設等に学校の教育活動の様子を情報発信する。こどもや孫がいない世帯にも学校教育に関心をもってもらうよう促すことが肝要である。最近では、コミュニティ協議会や区役所等と連携して広報活動を行ったり、ラジオやホームページなど各種メディアを活用したりして、情報発信を工夫している例が見られる。

【例】・「コーディネーター通信」などのたよりの発行

- ・地域コミュニティ協議会と連携した広報活動
- ・学校ホームページを利用した広報活動

令和6年度の事業の成果と課題

1 コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の一体的推進

【成果】

第4期「教育振興基本計画」（令和5年6月閣議決定）において、「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」が基本施策に示された。この方針を受け、学校運営協議会において学校や地域の目標を共有し、役割分担して、地域と学校パートナーシップ事業での具体的な取組につなげていく意義や重要性を、研修会や事業通信等を通して繰り返し説明した。

また学校に対しては、指導主事による計画的な学校訪問や学校の要請に応じた指導助言、区教育支援センターと連携した情報発信及び問い合わせ対応などを通して、一体的推進の意義や進め方を広められるよう取り組んだ。

さらに、事業通信を通して、学校運営協議会で協議された内容を地域と学校パートナーシップ事業の取組につなげている学校の好事例紹介を行った。

研修会アンケートの記述や、研修会における協議・情報交換の様子から、地域との目標共有、役割分担の大切さについて理解が進み、意識が高まってきていることが感じられた。

【課題および今後の事業推進の方向】

地域教育コーディネーターからは業務が多忙化するのではないかと不安や、一体的推進に係る地域教育コーディネーターの役割の負担が大きい等の声も聞かれ、一体的推進に係る正しい理解が得られていないという現状もある。

地域と学校パートナーシップ事業を進める際に学校と地域をつなぐ役割を担う地域教育コーディネーターに対しても、一体的推進について、その重要性や具体的役割分担を丁寧に説明し、理解を促進する。

2 持続可能な事業のための研修の充実

【成果】

7月中旬に校務支援システムに「校内研修用スライド」データを格納し「CSと地域と学校パートナーシップ事業研修会」や事業通信「みらい創り」などで各校での活用を促した。

令和6年度も、自校の課題に応じて研修する項目を選択し、教職員が課題解決に向けて話し合う場を設定できるように工夫した。全学校で校内研修を実施したことに伴い、「校内研修用スライド」の活用も図られたととらえている。

各区教育支援センターが研修幹事とともに「区研修」の企画・運営にあたった。それぞれの区で「災害」や「薬物依存」、「地域教育コーディネーターの働き方改革」など多様なテーマを取り上げて学びを深めることができた。

区研修は、特に新たに着任した地域教育コーディネーターにとって貴重な学びの場となっている。また、各校と区教育支援センターが結びつきを強め、地域教育コーディネーター同士のネットワークを拓げる貴重な機会になっている。

【課題および今後の事業推進の方向】

各校の地域と学校パートナーシップ事業がより充実したものになるよう、令和7年度も校内研修用スライドを作成し、活用を促す。内容については、研修会のアンケート結果等から現状と課題を把握し、学校のニーズに合った内容になるよう、検討する。

3 地域教育コーディネーターの勤務環境の改善

【成果】

地域教育コーディネーターの業務分担の推進とネットワークの拡充を進めて、持続可能な事業とすることを目的に複数配置を推進し、年間5回の公募を実施した。その結果、新規に34名の方を地域教育コーディネーターとして採用した。また、5年目再任用希望者を対象とした採用面接を行い、139名（令和2年度採用者は294名）が継続採用となった。

令和7年4月1日、全ての学校で地域教育コーディネーターの兼務解消が完了した。また、令和6年度末時点では81%の学校（135校/166校）で複数配置が進んだ。これまでに複数配置になった学校からは、次のような肯定的評価を得ている。

- ・ 業務を分担することで、時間のゆとりをもつことができた。
- ・ 相談しながら文書を作成したり、アンケートに答えたりすることができるのでありがたい。
- ・ 複数配置のメリットを生かして多様な人材と学校をつないでもらうことができてありがたい。
- ・ 家庭の事情等で退職する方が1名出ても、もう1名の方が地域とつないでくれたり、教員と打ち合わせをしてくれたりするので、計画どおりに教育活動を実施できた。

【課題および今後の事業推進の方向】

令和7年度も年間5回の公募を実施し、複数配置を一層推進していく。

課題として、地域教育コーディネーターからは配当時数の執行や報酬に係り、複数配置へ否定的な意見が聞かれることも事実である。複数配置制導入の意図や効果について、今後も丁寧に説明していく必要がある。

また、地域教育コーディネーターが配当した時数内で効率よく業務に従事できるよう、管理職に対し、配当時数や業務などの管理を継続して依頼する。地域教育コーディネーターには自らの勤務を振り返り、業務内容や取組回数などを変えたり、減らしたりすることができないか管理職や連携担当教職員と相談することを働き掛ける。

4 その他

(1) 「特色ある教育活動」（＝各校のパートナーシップ事業の取組）の市民への周知の推進

【成果】

区だよりやにいがた共育通信などの広報紙で、各校の取組の様子を市民に伝えることができた。

各校では、地域と学校パートナーシップ事業の取組の一環を授業参観や学習発表会などで地域住民や保護者に広く公開した。

【今後の事業推進の方向】

令和7年度も、継続して区だよりなどの広報紙で、各校の取組の様子を周知していく。

(2) 社会教育施設との連携について

【成果】

公民館や図書館などの社会教育施設と学校が連携しながら取組を進めている事例もある。研修会では、社会教育施設職員も参加してその好事例紹介を行ったり、グループワークで情報共有を行ったりした。

【課題および今後の事業推進の方向】

「学・社・民の融合による教育」を推進できるように、さらに多くの公民館や図書館などの社会教育施設と学校が連携を深めていくことが課題である。

令和7年度も、社会教育施設職員が研修会に参加する機会を設けたり、学校との連携の好事例を紹介したりする。また、社会教育施設からもよりよい連携の在り方について情報を発信していけるよう働きかけていく。

令和7年度の事業実施概要について

1 事業推進に向けた方策

(1) コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の一体的推進

- ・学校運営協議会などによる目標共有と役割分担の一層の推進
- ・コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の一体化の好事例の紹介

(2) 持続可能な事業のための研修の充実

- ・教職員を対象とした校内研修充実の支援（自校の課題を解決する話し合い場面等を取り入れたスライドデータの配付）
- ・校長として、コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の一体的推進に向けた長期ビジョン（未来像）を整理し、目指すことものの姿・学校教育ビジョン実現のための具体的取組を明らかにすることに焦点を当てた新任校長研修会（オンデマンド配信）

(3) 地域教育コーディネーターの勤務環境の改善

- ・複数配置制の推進
- ・スマートフォンの有効活用の促進

(4) 社会教育施設との連携

- ・社会教育施設職員のCSと地域と学校パートナーシップ事業研修会への参加
- ・研修会や事業通信等を通じた、学校と社会教育施設との連携の好事例紹介
- ・社会教育施設による、よりよい連携の在り方に係る情報発信を促す働き掛け

(5) CSと地域と学校パートナーシップ事業の市民への周知の推進

- ・区だより等による事業の周知

2 地域教育コーディネーターの勤務

① 身分 パートタイム会計年度任用職員（1年間の任用）

② 待遇

- ・報酬 … 1時間1,400円（令和7年4月～）
- ・保険 … 健康保険・厚生年金保険・雇用保険等は、週の所定労働時間が20時間以上（兼務の場合も含めて）となる方は加入。公務災害の対象
- ・交通費 … 通勤手当（2km以上）、市内出張等旅費の費用弁償あり（車の場合@22円/km）

③ 1校当たりの年間勤務時間

小学校	9学級以下…585時間、10～19学級…635時間、20学級以上…675時間、30学級以上…695時間
中学校	9学級以下…480時間、10～19学級…530時間、20学級以上…570時間、30学級以上…590時間
中等教育学校	…850時間
特別支援学校	…635時間
高等学校	…400時間

※ コーディネーターを複数配置する学校に、年間10時間を追加配当する。

- ※ 各校、一人あたり週 16 時間未満の勤務を原則として実施しているが、校長の判断により勤務内容に応じた勤務時間の柔軟な対応は可能である。
- ※ 新任コーディネーターや区研修幹事など、特別な役割を担うコーディネーターに対し出務時間を特別配当する。

3 事業費等（1校当たり）

- (1) 配当額（食糧費、郵便料相当の総額）

小学校	9学級以下…8,000円、10～19学級…10,000円、20学級以上…12,000円
中学校	9学級以下…8,000円、10～19学級…10,000円、20学級以上…12,000円
中等教育学校	…12,000円
特別支援学校	…10,000円
高等学校	…12,000円

※ 需用費に関しては、学校配当予算からの執行を可能とした。

- (2) 電話料 コーディネーター専用のスマートフォン（各校1台）※令和7年5月貸与
 (3) 賃借料 パソコン、プリンター、デジタルカメラ

4 本事業にかかる研修

- (1) CS と地域と学校パートナーシップ事業研修会

	第1回	第2回	第3回
趣旨	・地域連携における校長のマネジメントのあり方を知る。	・今年度の事業概要を知る。 ・関係者の顔合わせと区の研修計画の立案をする。	・事業を推進するために必要な実務上のスキルを学ぶ。
日時 会場	<オンデマンド> 令和7年4月30日（水） ～令和7年5月8日（金） （各自視聴）	<北・東区の全学校> 令和7年5月14日（水） 14：30～16：30 会場：東区プラザ <中央・江南区の全学校> 令和7年5月21日（水） 14：30～16：30 会場：黒崎市民会館 <秋葉・南区の全学校> 令和7年5月27日（火） 14：30～16：30 会場：黒崎市民会館 <西・西蒲区の全学校> 令和7年5月29日（木） 14：30～16：30 会場：黒崎市民会館	<オンデマンド> ※令和7年11月実施予定
対象	新任校長	地域連携担当教職員 地域教育コーディネーター	地域連携担当教職員 地域教育コーディネーター
内容	1 研修説明 2 講義 3 グループワーク	1 今年度の事業方針説明 2 情報交換 3 区研修の計画づくり	1 全体研修

※ 区研修実施のための研修幹事会

第1回 令和7年6月27日(金) 黒崎市民会館

第2回 令和8年1月27日(火) 黒崎市民会館

(2) 新任コーディネーター研修

	第1回	第2回
日時	令和7年4月24日(木)	令和8年1月22日(木)
会場	14:30~16:30 会場:黒崎市民会館	14:30~16:30 会場:黒崎市民会館
対象	新任地域教育コーディネーター	新任地域教育コーディネーター
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ事業の理解 ・コーディネーターの服務・勤務の理解 ・コーディネーターの実務の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ事業の理解 ・コーディネーターの服務・勤務の理解 ・1年間の振り返りと今後の取組

(3) 教職員対象の研修

研修会名	開催月	対象	備考
中堅研修	7月~	教職員	期間内に市総合教育センターHPの動画を視聴
新任転入事務職員研修		新任事務職員	R7は採用なし
ミドルリーダー研修	11月	教職員	対面で実施

1 コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業の一体的推進	
課題	<p>◇学校運営協議会での話し合いの質の向上と学校間格差を解消する必要がある。</p> <p>◇CSで協議された学校や地域の課題解決の具体的な方策として地域と学校パートナーシップ事業を活用する意識を高める必要がある。</p>
令和7年度の取組	ご意見
<p>① 第1回各校学校運営協議会用資料配付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CSと地域と学校パートナーシップ事業の一体的推進に係る理解促進をねらいとしたスライド資料を作成する。 ・第1回各校学校運営協議会で必ず参加者全員で視聴し、共通理解を図る。 <p>② CS講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員、CS委員対象の講座を年2回実施 ・管理職対象の講座を年1回実施 <p>③ 生涯学習推進課指導主事による学校運営協議会の参観と助言を実施する(46校)。</p> <p>④ 「CSと地域と学校パートナーシップ事業の一体的推進」に焦点を当てた研修会を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員・地域教育コーディネーター対象の研修を年2回実施 ・新任校長対象の研修を年1回実施 <p>⑤ 各区の教育支援センターと連携した情報発信と問い合わせ対応を実施する。</p> <p>⑥ CSとパートナーシップ事業通信「みらい創り」を発行する(好事例紹介等)。</p>	
2 持続可能な事業のための研修の充実	
課題	<p>◇校内研修の確実な実施などにより、地域連携の意義や、今後の取組の方向性などについて、全教職員がしっかりと共通理解する必要がある。</p>
令和7年度の取組	ご意見
<p>①学校マネジメント研修で事業について説明する。</p> <p>②新任校長を対象とした事業研修を実施する。</p> <p>③地域連携担当教職員および地域教育コーディネーターの役割について明確化と周知をする。</p> <p>④生涯学習推進課作成のスライド(パワーポイント)を活用した校内研修を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ事業推進の上で重要となる、地域教育コーディネーターと教職員の連携を強固にするための方策について話し合う。 ・自校の課題解決策について話し合う。 	
3 地域教育コーディネーターの勤務環境の改善	
課題	<p>◇地域教育コーディネーターの多忙化解消も目的として、複数配置制を推進する必要がある。</p> <p>◇全ての地域教育コーディネーターが自身の服務・勤務、職務内容について理解を深めていく必要がある。また、新任コーディネーターが見通しをもって職務に取り組めるようにしていく必要がある。</p> <p>◇全体研修会、区研修会の実施内容の工夫が必要である。</p>
令和7年度の取組	ご意見
<p>①複数配置制を推進する。</p> <p>②スマートフォンを有効活用することで業務が円滑に進むよう、支援する。</p> <p>③CSとパートナーシップ事業通信「みらい創り」による情報発信を行う。</p> <p>④新任コーディネーター研修会において、経験豊富なコーディネーターの講演を行う。</p> <p>⑤研修幹事の選任、区の実態や必要感に応じた区研修を実施する。</p>	

4 社会教育施設と学校との連携強化	
課題	◇社会教育施設や企業、地域住民がより学校教育とかかわり、地域総がかりでこどもを育てる意識を高める必要がある。
令和7年度の取組	ご意見
【社会教育施設と学校との連携】 ①CSとパートナーシップ事業研修会に社会教育施設職員が参加する。 ②研修会や事業通信等で、学校と社会教育施設との連携の好事例を紹介する。 ③社会教育施設からもよりよい連携の在り方について情報を発信してもらえよう働きかける。	
【コンソーシアムの推進】	ご意見
①市内高等学校、中等教育学校において、大学、専門学校、企業などの連合体や新潟市の市長部局などと協力し合いながら、コンソーシアムの構築を進める。 ②各校で行われている様々な実践を事業通信等で紹介する。	
5 CSと地域と学校パートナーシップ事業の市民への周知の推進	
マスメディアとの連携	◇CSと当事業とのつながりを広く市民に周知し、多くの市民の参画により事業を発展させていく必要がある。
令和7年度の取組	ご意見
①市報・区だより、新聞等に掲載する際、「地域とともにある学校づくり」「CSと地域と学校パートナーシップ事業」の文言挿入を奨励する。 ②各種たよりへの掲載等、広報活動の充実を図る。	

令和6年度「コミュニティ・スクールと地域と学校パートナーシップ事業に関する意識調査」
結果より

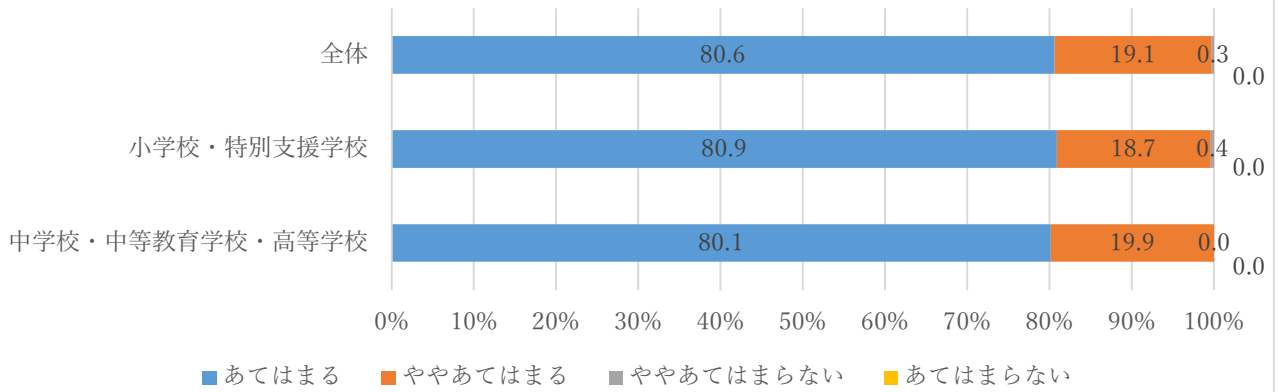
- (1) 調査期間 令和6年12月6日～令和7年1月10日
- (2) 調査対象期間 令和6年 4月 1日～
- (3) 実施対象校 地域と学校パートナーシップ事業実施 全166校
- (4) 調査方法 e-NIIGATAによるデジタルアンケート調査
- (5) 調査対象数（有効実数）

	小学校 特別支援学校	中学校 中等教育学校 高等学校	総数
学校数	107校	59校	166校
管理職	246名	141名	387名
学校運営協議会長	89名	49名	138名
管理職以外の教職員	287名	142名	429名
地域教育コーディネーター	192名	97名	289名

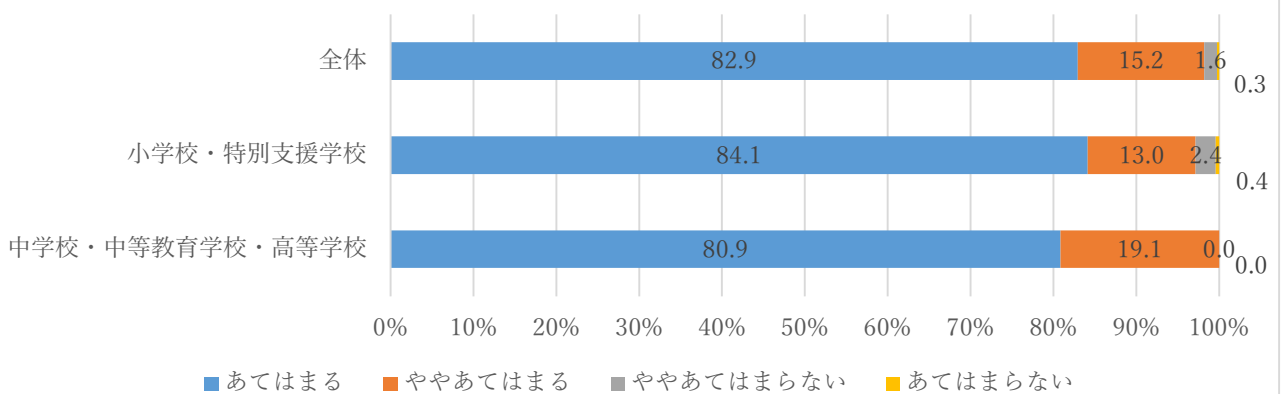
CS とパートナーシップ事業意識調査

① 管理職

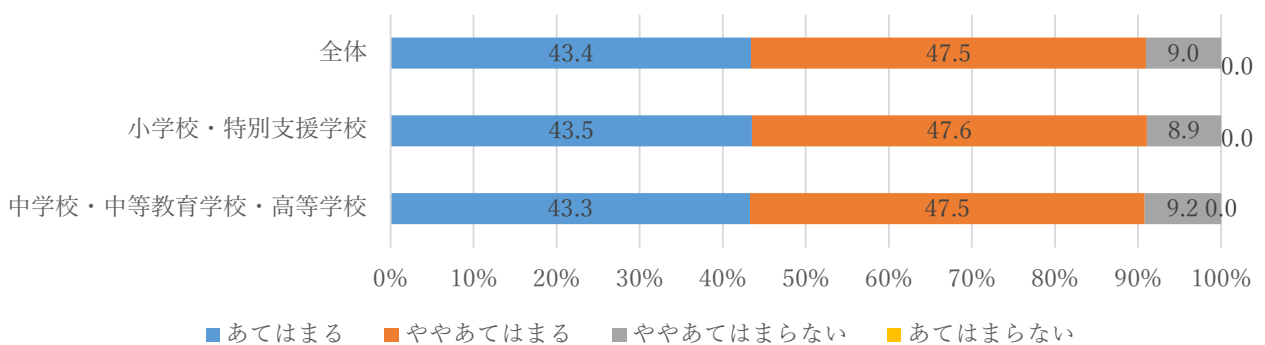
1 学校運営協議会では、学校の目指す姿や学校課題、地域課題について、具体的な内容が共有されている



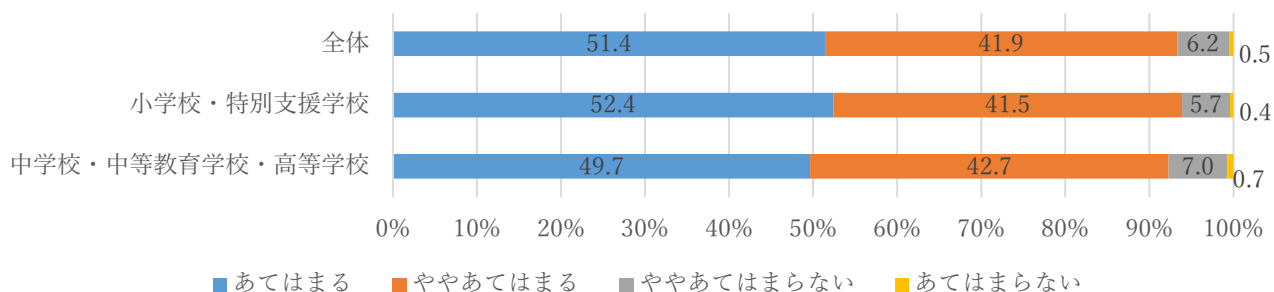
2 学校運営協議会では、学校・地域・保護者等が対等な立場で話し合いをしている。



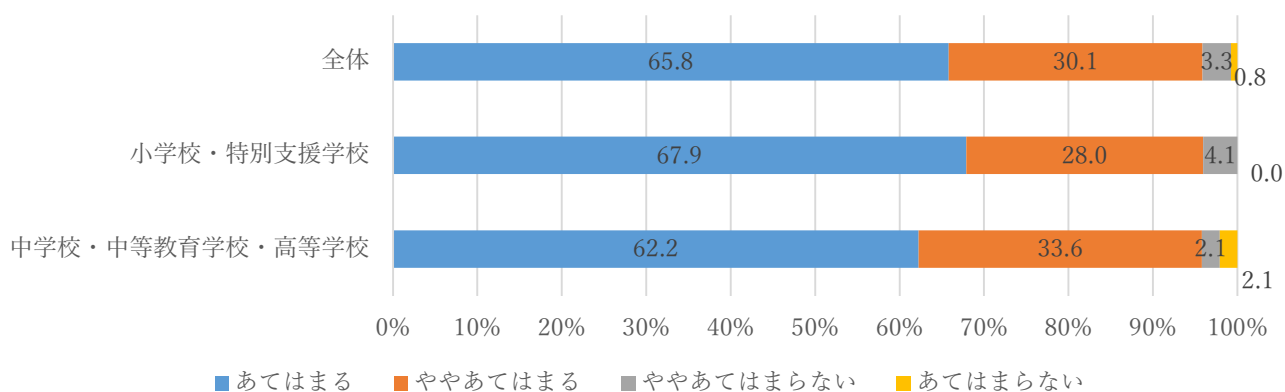
3 学校運営協議会では、学校の目指す姿の実現や学校課題の解決、地域課題の解決のために役割分担が協議されている。



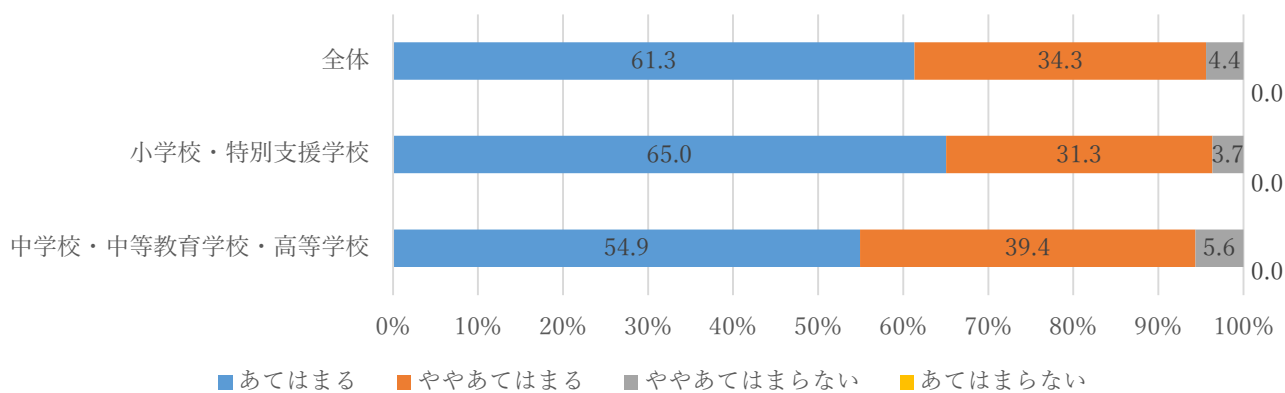
4 学校運営協議会で、学校の目指す姿の実現や学校課題の解決、地域課題の解決のために話し合われたことが、地域と学校パートナーシップ事業に活かされている。（予定も含む）



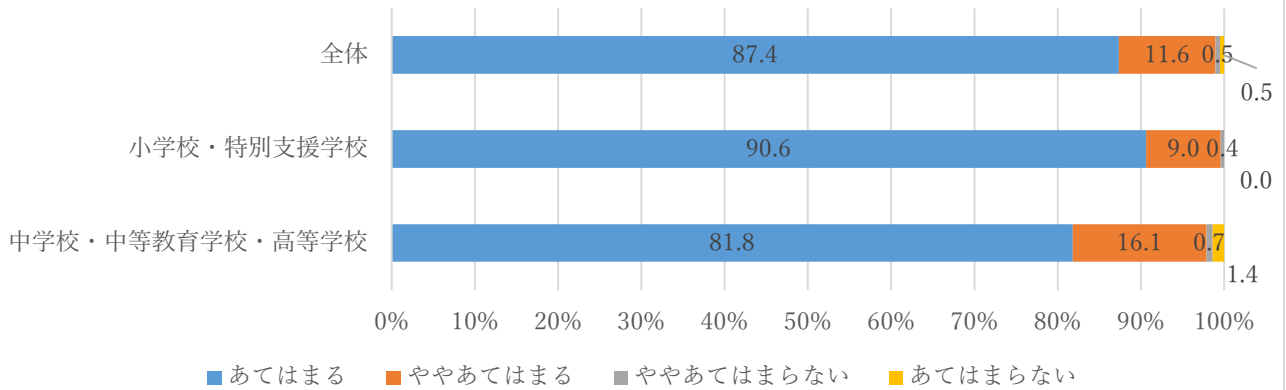
5 学校運営協議会で、地域と学校パートナーシップ事業の成果と課題を振り返っている。（予定も含む）



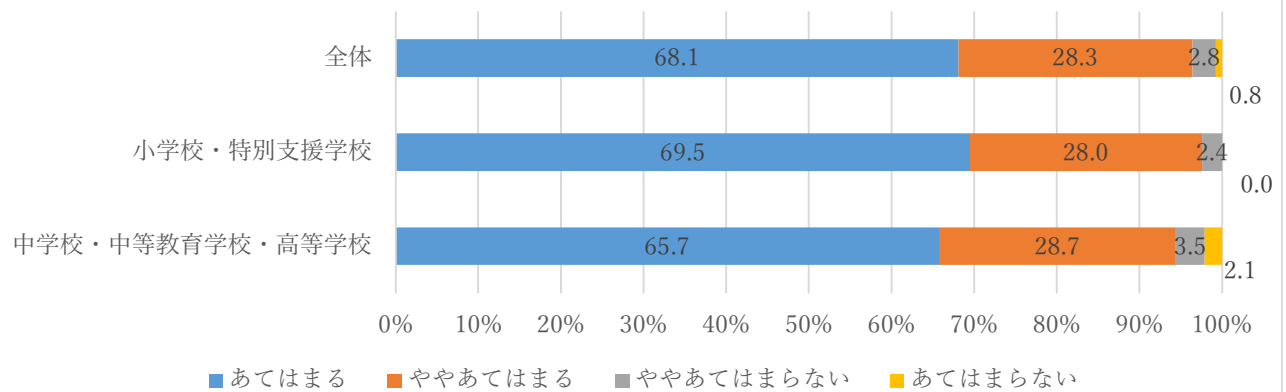
6 学校運営協議会で話し合われた内容を地域や教職員に共有している。



7 地域教育コーディネーターとして求められている職務内容を依頼している。

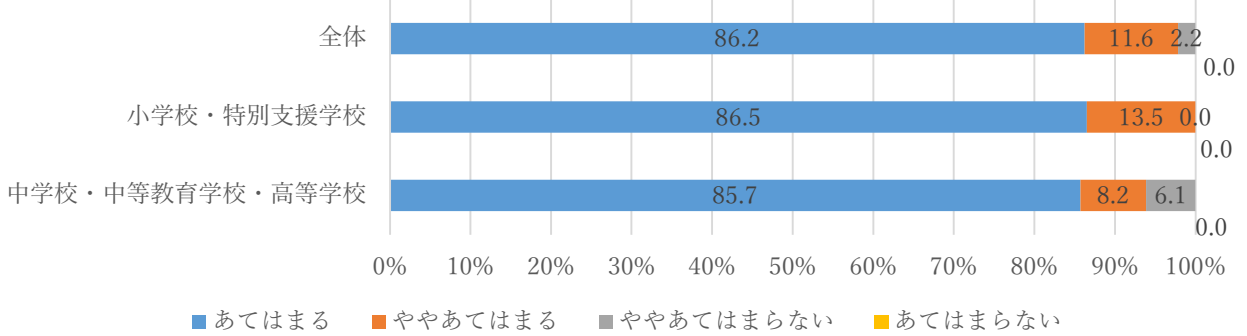


8 地域と学校パートナーシップ事業の充実のために、社会教育施設や企業、地域団体等と連携している。

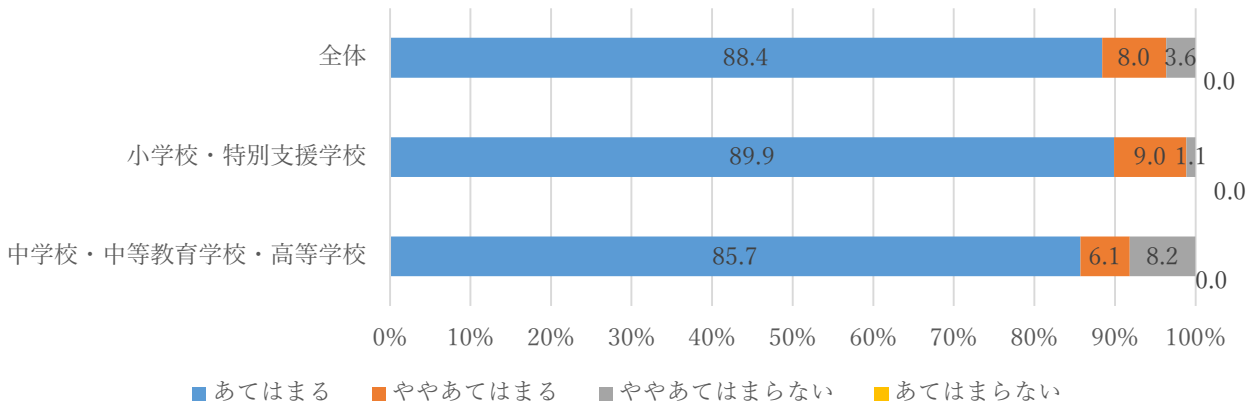


② CS 会長

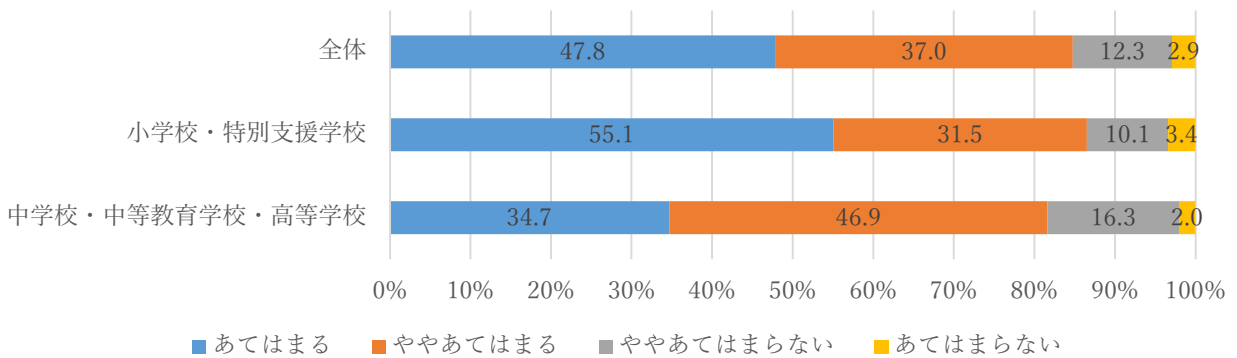
1 学校運営協議会では、学校の目指す姿や学校課題、地域課題について、具体的な内容が共有されている。



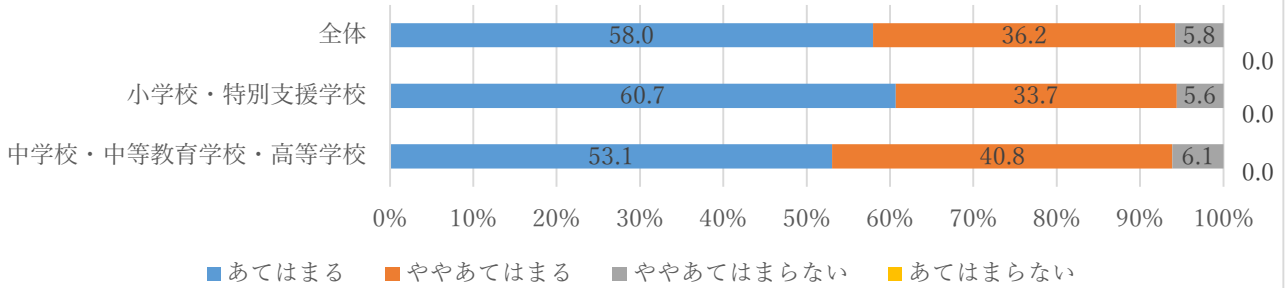
2 学校運営協議会では、学校・地域・保護者等が対等な立場で話し合いをしている。



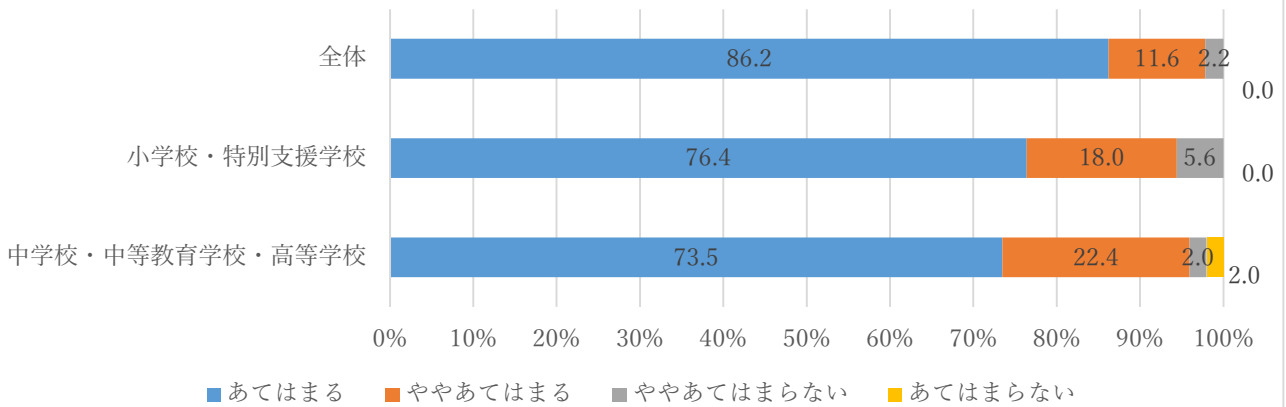
3 学校運営協議会では、学校の目指す姿の実現や学校課題の解決、地域課題の解決のために役割分担が協議されている。



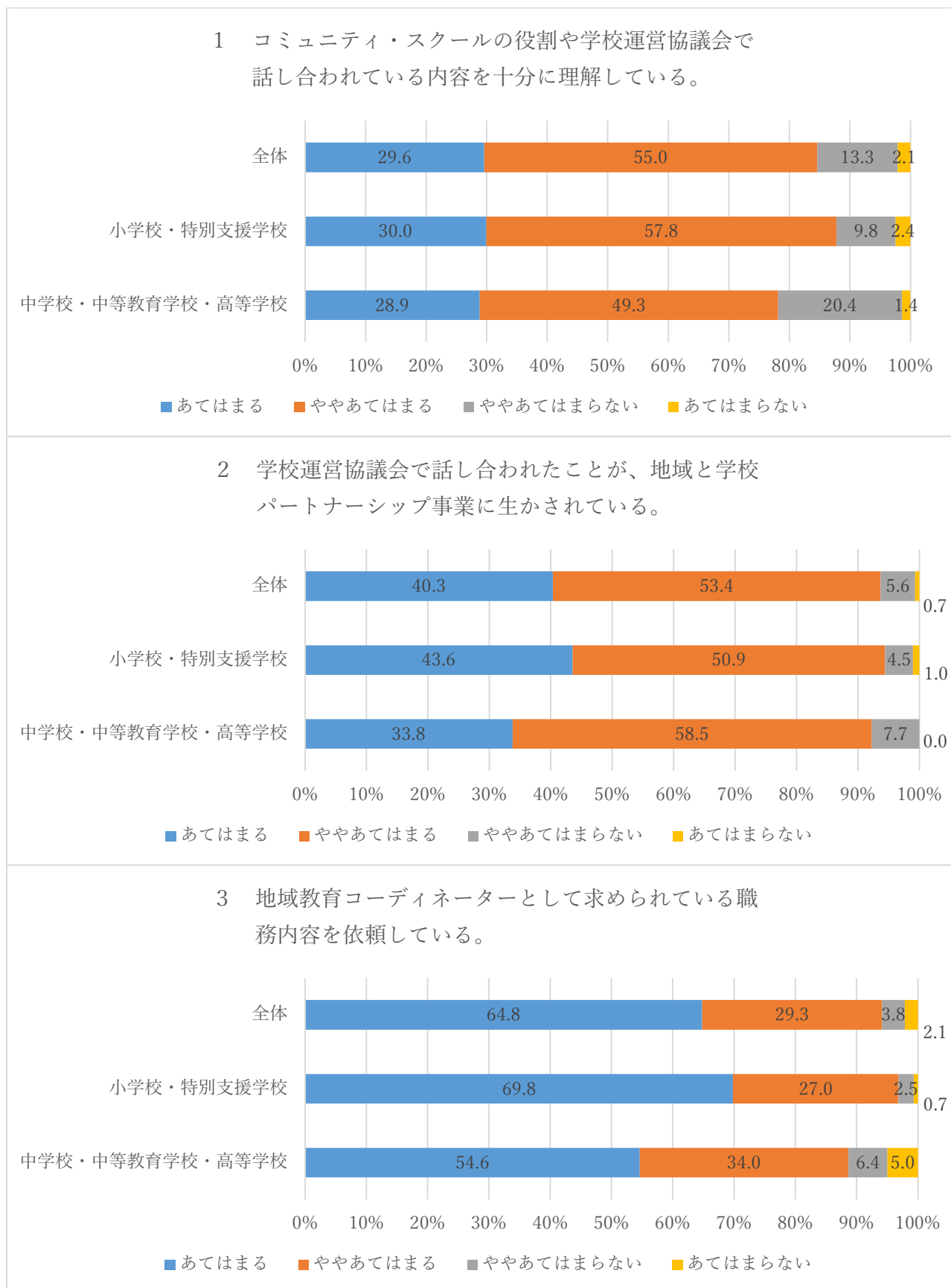
4 学校運営協議会で、学校の目指す姿の実現や学校課題の解決、地域課題の解決のために話し合われたことが、地域と学校パートナーシップ事業に活かされている。（予定も含む）



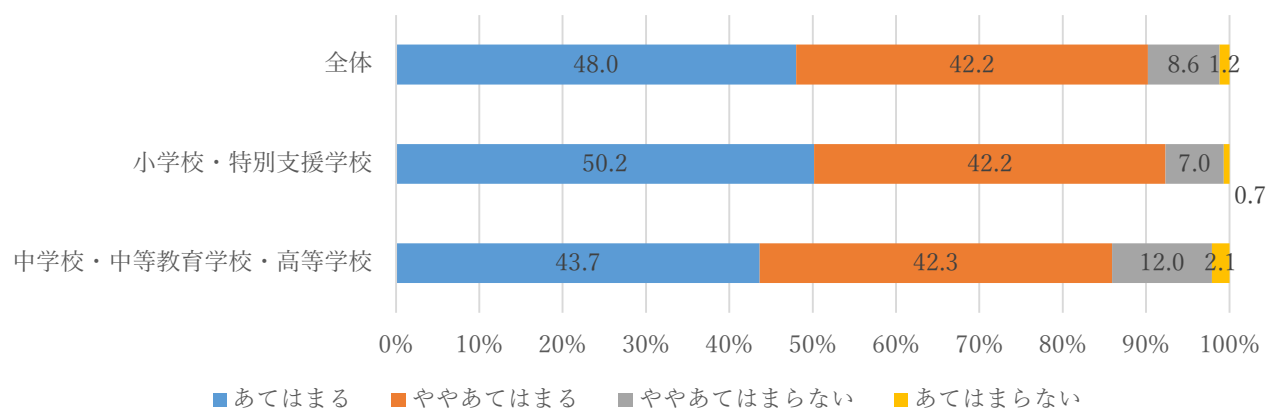
5 学校運営協議会で、地域と学校パートナーシップ事業の成果と課題を振り返っている。（予定も含む）



③ 管理職以外

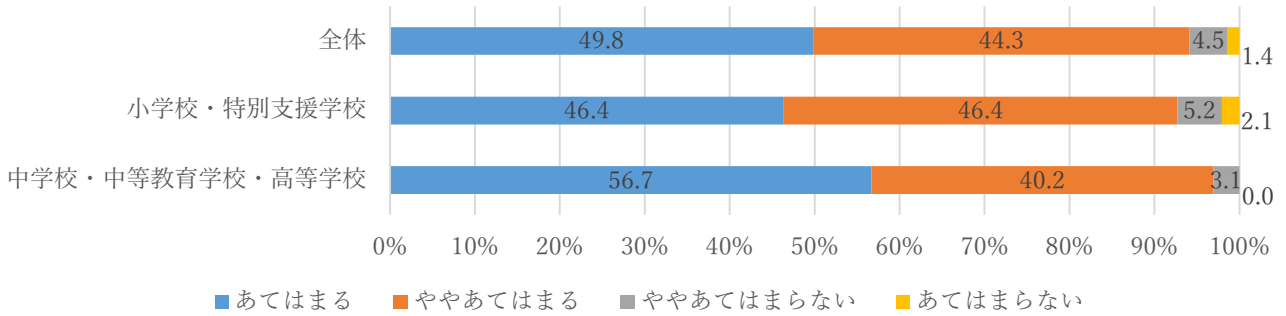


4 地域と学校パートナーシップ事業の充実のために、
社会教育施設や企業、地域団体等と連携している。

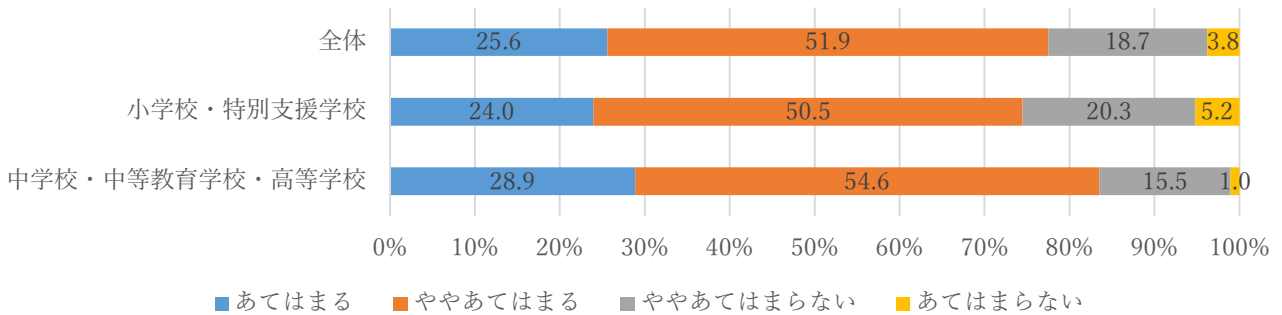


④ 地域教育コーディネーター

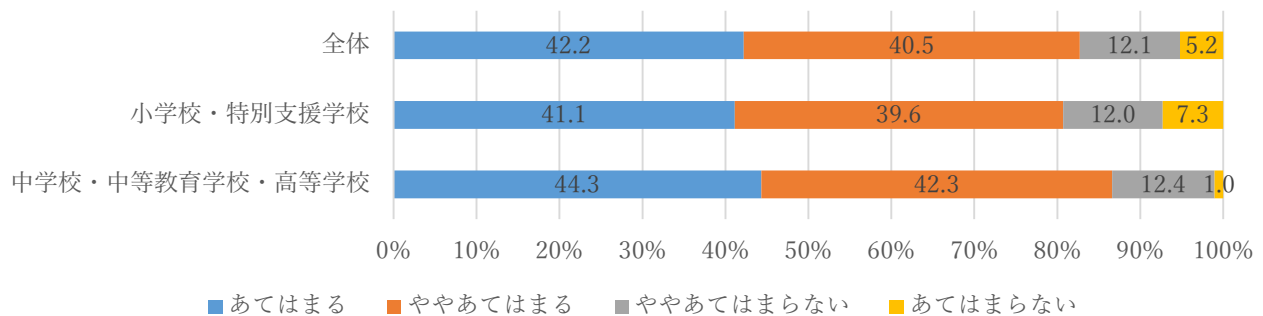
1 コミュニティ・スクールの役割や学校運営協議会で話し合われた内容を十分に理解している。



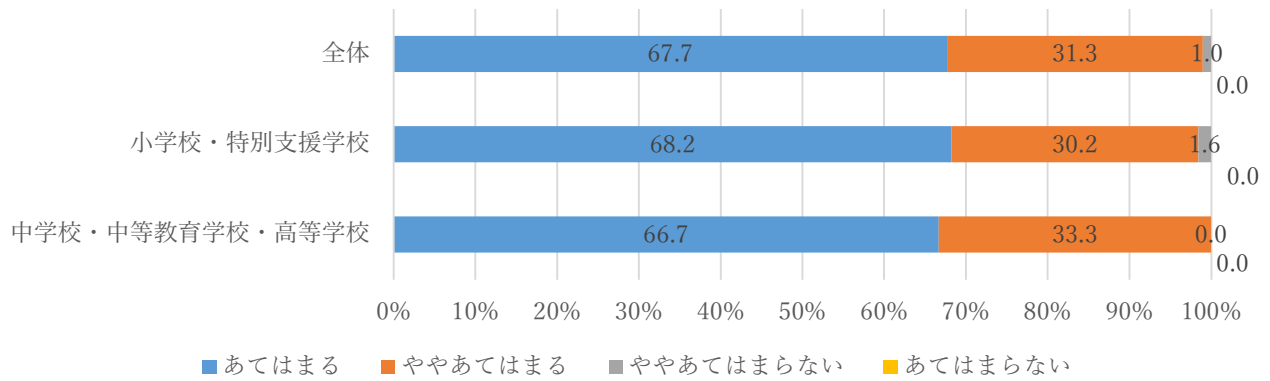
2 学校運営協議会で話し合われたことが、地域と学校パートナーシップ事業に活かされている。



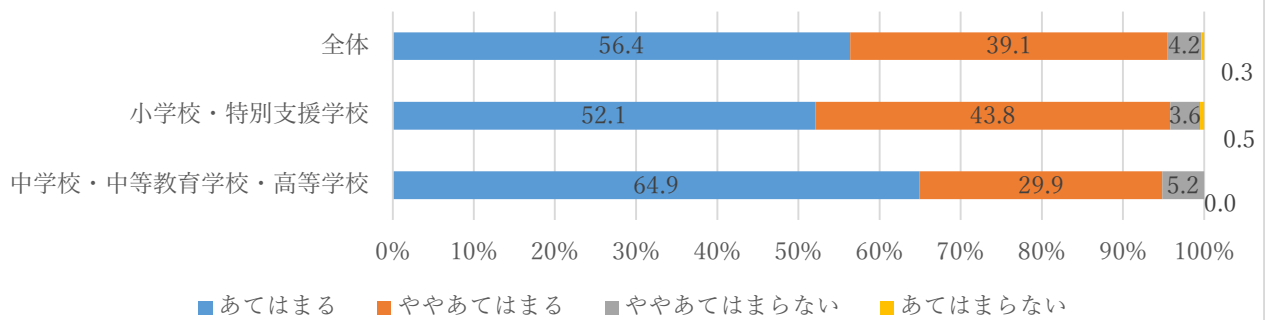
3 地域と学校パートナーシップ事業の成果と課題を学校運営協議会で振り返っている。



4 地域教育コーディネーターとして求められている職務内容を行っている。



5 地域と学校パートナーシップ事業の充実のために、社会教育施設や企業、地域団体等と連携している。



第1回 CSと地域と学校パートナーシップ事業研修会 アンケート結果（新任校長）

（1）本講座を受講して、『『コミュニティ・スクール』と『地域と学校パートナーシップ事業』の一体的推進』を進めることの良さや効果について理解できましたか。

1	もともとよく理解していた	18%
2	本講座受講により、理解を深めた	82%
3	あまり理解できなかった	0%
4	理解できなかった	0%

肯定的評価：100%

（2）自校で目指す子どもの姿や教育ビジョンを実現するための具体的な方策について、校長として今後取り組むことができそうですか。

1	できそう	59%
2	ややできそう	41%
3	あまりできそうでない	0%
4	できそうでない	0%

肯定的評価：100%

（5）地域と学校パートナーシップ事業を行う際、現在、以下のどの関係機関と連携を図っていますか。

1	地域人材	39人
2	自治会・コミ協	39人
3	民間企業	10人
4	公民館	9人
5	図書館	4人
6	博物館	3人
7	その他	4人

※（3）：（2）の肯定的評価の内容について具体的に記載。ここでは割愛する。

（4）：（2）の否定的評価の内容について具体的に記載。回答者なし。

第2回 CSと地域と学校パートナーシップ事業研修会 アンケート結果（地域教育CO・教職員）

(1) 本研修をとおして、「『コミュニティ・スクール』と『地域と学校パートナーシップ事業』の一体的推進」をどのように進めていくとよいのか、理解を深めることができましたか。

【地域教育CO・地域連携担当職員が回答】

1	もともとよく理解していた。	8%
2	本研修により、理解を深めた。	89%
3	あまり理解できなかった。	2%
4	理解できなかった。	1%

肯定的評価：97%

(2) 地域と学校パートナーシップ事業について、ご自身の役割がわかりましたか。

【地域教育COのみ回答】

1	よくわかった。	48%
2	わかった。	51%
3	あまりわからなかった	0%
4	わからなかった。	1%

肯定的評価：99%

(3) 分散会に参加して、区研修の方向性について理解することができましたか。

【地域教育COのみ回答】

1	よく理解した。	38%
2	理解した。	54%
3	あまり理解できなかった。	5%
4	理解できなかった。	0%
	無回答	3%

肯定的評価：92%

(4) 後半の研修に参加して、地域連携担当職員としての役割や留意点等について理解することができましたか。

【地域連携担当職員のみ回答】

1	よく理解した。	63%
2	理解した。	35%
3	あまり理解できなかった。	2%
4	理解できなかった。	0%

肯定的評価：98%

(5) 今後、地域と学校パートナーシップ事業を展開するうえで、以下のどの関係機関と連携を図りたいですか (すでに連携している社会教育施設も含む)。

1	図書館	23人
2	公民館	53人
3	博物館	8人
4	特に連携を図りたいと思っていない	3人